

News Release

プルデンシャル生命保険株式会社

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
http://www.prudential.co.jp



Prudential

2008年4月17日

プルデンシャル生命保険株式会社

診断書取得費用相当額の弊社負担について

プルデンシャル生命保険株式会社（本社 東京都千代田区永田町、代表取締役社長兼最高経営責任者 三森 裕）は、保険金・給付金等の請求の際、弊社所定の診断書をご提出いただいたにもかかわらず、お支払いの対象とならなかったお客さまに、その取得費用相当額（一定金額）をお支払いする取り扱いを開始します。なお、本取り扱いは平成20年1月1日以降の請求受付分に遡って適用します。（注）

弊社は、保険金・給付金等のご請求漏れを防止する観点から幅広い請求案内を実施しています。しかし、ご請求いただきながらお支払い要件に該当せず、保険金・給付金等をお支払いできない場合もあります。本取り扱いにより、支払い対象とならなかったお客さまの診断書取得費用のご負担を軽減し、お客さまにとってよりご請求いただきやすい環境を整えることでお客さまへのサービスのさらなる向上に努めてまいります。

1) 弊社負担額（診断書費用相当額）

診断書の種類	弊社負担額
診断書兼入院証明書	5,250 円
死亡証明書、障害診断書、 リビング・ニーズ診断書	10,500 円

（注）診断書取得費用相当額のお支払いについては、弊社所定の要件を満たす必要があります。

2) お支払い方法

所定の手続き後、お客さまのご指定口座に、弊社負担額をお振込みいたします。

お客さまからのお問い合わせ窓口：

プルデンシャル生命カスタマーサービスセンター

0120-810740（通話料無料）

平日：8:00～21:00 土・日・祝日：9:00～17:00